

令和2年3月定例会

五島市教育委員会会議録

令和2年3月26日

五島市教育委員会

令和2年3月定例会会議録

1 日 時 令和2年3月26日(木) 午後1時58分～午後3時2分

2 場 所 市役所3階 第1委員会室

3 出席者 教育委員 坂本 泰 蔵

教育委員 佐藤 清 美

教育委員 杣川 好 隆

教育委員 濱村 悦 子

教育長 藤田 清 人

4 欠席委員 なし

5 会議に出席した者の氏名

総務課長 蓮本 光之

生涯学習課長 大窄 昭三

総務課総務班係長 坂口 きくみ

学校教育班係長 入江 友彦

生涯学習推進班係長 大賀 慎吾

文化会館館長代理 北川 竜洋

玉之浦分室長 近藤 健二

岐宿分室長 小柳 千敏

学校教育課長 角田 亮明

学校教育課課長補佐 島 博則

総務課施設係長 橋口 権一

学校教育班係長 谷川 智子

~~生涯学習推進班係長 鷹見 留美~~

富江分室長 北川 保

三井楽分室長 貞方 秀吉

~~奈留分室長 江口 忠俊~~

(合計／書記含め 15名)

6 欠席者 〳〳〳で消去

7 傍聴者 なし

8 書記 総務班係長 谷川 克博

9 議題及び議事の概要

- 教育長が開会を宣告（午後1時58分）する。

教育長が前回会議録の承認について議題に供し、蓮本総務課長が第1回臨時会の会議録を説明の後、各委員へ審議を諮ったが、質疑、意見もなく承認された。

- 教育長報告

- ・2月27日、2月定例校長会が開催され、本年度で勇退される校長先生方緑丘小学校川上校長、奥浦小学校柳田校長、富江小学校木戸校長、福江中学校川端校長、三井楽中学校森校長、以上小学校3名、中学校2名、計5名の校長先生方から学校経営の思い、教職員生活を振り返ってという題目でお話をさせていただきました。
- ・2月27日夕方、安部首相から全国一斉臨時休業の要請があり、県教委からの通知も参酌し、五島市では政府要請の3月2日より2日遅らせた3月4日から24日までの21日間を臨時休業と設定いたしました。そしてその間、臨時休業のまま様々な配慮をしていただく中で公立高校の学力検査が予定どおり行われております。特に問題もなく終了いたしました。
- ・3月17日、18日、臨時登校日として小学校、中学校において卒業式が行われました。時間短縮、そして出席者の制限、さらにそれぞれの学校の実態に即した感染防止対策を講じて実施いたしました。児童生徒、保護者、教職員だけの学校も多かったようです。
- ・長崎新聞で「五島から熊本八代へ」の見出しの記事がありました。これは、崎山小学校の児童の取組で、昨年の12月人権の花運動で育てたヒマワリの種がメッセージとともに風船で空に放たれ、そしてそれが熊本県八代市の本田さんの中庭に届いたということです。本田さんはちょうどその時にご主人が手術を受けて入院していた時期で、これで夫も元気になってくれると感じたということで、ご主人が退院した1月の下旬に、このヒマワリの種が元気になってくれたという感謝の手紙が送られてきたということです。本田さんはこの種をまいて花が咲いたら必ず写真を撮って送りたいと言っているそうです。教育というのはどんな形で花開くか分かりませんが、じっと耐えながら、しっかりと子ども達にいろいろな種をまいていくことがいかに大切なことかということを感じさせられる出来事でありました。いまコロナ関係で厳しい環境にあり苦境に立たされているわけですが、みんなで力を合わせて乗り越えていくことが

できればと思っております。

以上で報告を終わりますが、何か質問等ございませんか。

全 員

ありません。

- 教育長が、議案の審議に入る旨述べる。

議案第 11 号 五島市少年センター規則等の一部改正について

教 育 長

議案第 11 号「五島市少年センター規則等の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

蓮本課長

本案は、1 月定例会の協議事項番号 1 及び 2 で説明していたもので、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規程する特別職非常勤職員の要件が厳格化され、専門的な知識経験等に基づき助言及び診断等の事務を行う者に限定されたことから、「五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正」が行われ、少年補導員、外国語指導助手及び外国語指導助手指導員が特別職から削られたため、それぞれの規則の一部を改正する必要があることから、地方教育行の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定に基づき承認を求めらるるものであります。なお、適用関係であります。令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教 育 長

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

全 員

ありません。

教 育 長

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

議案第 12 号 五島市立学校管理規則の一部改正について

教育長

議案第 12 号「五島市立学校管理規則の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

蓮本課長

本案も先の 2 月定例会の協議事項番号 3 で説明させていただいております。学校を取り巻く環境が多様化・複雑化し、求められている役割が拡大する中、教職員の長時間にわたる時間外勤務が常態化し、心身に影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっているため、時間外勤務時間の上限を設ける必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定に基づき、承認を求めるものでございます。

改正の内容は、時間外勤務の上限を 1 か月について 45 時間以内、1 年について 360 時間以内と定めるもののほか、臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合、1 か月の超過勤務 100 時間未満、1 年間の超過勤務 720 時間以内、連続する複数月の平均超過勤務 80 時間以内、かつ、超過勤務 45 時間超の月は年間 6 か月までとしております。なお、適用関係であります。令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

全 員

ありません。

教育長

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

議案第 13 号 五島市教育委員会職員の人事評価に関する規程の制定について

教育長

議案第 13 号「五島市教育委員会職員の人事評価に関する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

蓮本課長

本案も 2 月定例会の協議事項番号 1 で説明させていただいております。本市の人事評価につきましては、平成 20 年から施行期間を経て平成 28 年から正式に運用しております。市長部局においては平成 28 年度から規程を制定しておりましたが、教育委員会事務局は未整備でしたので、令和 2 年 4 月 1 日から施行するよう市長部局の規程に準じて制定したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定に基づき、承認を求めるものでございます。制定の内容は、第 1 条の趣旨から第 16 条の委任に至るまでの職員の人事評価の実施について必要な事項を定めております。なお、適用関係であります。令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

全 員

ありません。

教育長

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

議案第 14 号 五島市教育委員会後援等及び五島市教育長賞の交付に関する事務取扱規程の制定について

教育長

議案第 14 号「五島市教育委員会後援等及び五島市教育長賞の交付に関する事務取扱規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

蓮本課長

本案も 2 月定例会の協議事項番号 2 で説明させていただいております。団体等が主催する事業又は行事に対する後援、協賛、共催等については、基準等を定めた規程等がなかったため、適正な事務執行と透明化を確保するため、市長部局に準じた規程を整備したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定に基づき、承認を求めるものでございます。内容としましては、第 1 条の趣旨から第 12 条の雑則までをそれぞれ定めております。なお、適用関係であります。令和 2 年 4 月 1

日から施行することとしております。以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

全 員

ありません。

教育長

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

議案第 15 号 五島市教職員の自家用車による公務旅行に関する取扱要綱の一部改正について

教育長

議案第 15 号「五島市教職員の自家用車による公務旅行に関する取扱要綱の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

蓮本課長

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、地方公務員法第 22 条の 3 第 4 項の一部が改正されることに伴い、地方公務員法第 22 条の 3 第 4 項の一部が改正され、臨時的任用職員の要件として正規職員が欠員となった場合に限定されることとなり、これまでの繁忙期に雇用されていた臨時職員は、新たに設けられた一般職の非常勤職員である会計年度任用職員として任用されることとなったため、所要の規定の整備を行う必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定に基づき、承認を求めるものでございます。改正の内容としましては、第 2 条第 1 項中「及び臨時職員」を削るとともに文言の整備を行うものであります。なお、適用関係であります。令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。本来であれば、要綱の一部改正前に協議事項として説明させていただくところでしたが、失念しており申し訳ございませんでした。以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

全 員

ありません。

教 育 長

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

議案第 16 号 五島市教育委員会会計年度任用職員の任用について

教 育 長

議案第 16 号「五島市教育委員会会計年度任用職員の任用について」事務局から説明をお願いします。

蓮本課長

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条第 7 項及び第 34 条の規定に基づき、承認を求めるものでございます。第 1 回の臨時会で提案できなかった特別支援教育支援員など教育委員会に関係機関に勤務する会見年度任用職員 30 名について、4 月 1 日付けで任用するもので、任期は 1 年であり、氏名等につきましては、別紙名簿のとおりでございます。今回は新しい制度での任用となりますので全員が新規となります。なお、名簿で空欄となっている、支援員 8 人、公民館主事 3 人、公民館長 2 人につきましては、現在募集を行っておりますので、決定次第、提案することとしております。以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

大窄課長

補足説明をいたします。公民館の主事については、崎山、大浜、椛島地区が空欄となっておりますが、現在引き続き募集をかけておりますので、これから応募いただいて決定するとなると早くても 5 月 1 日からの採用となります。それから公民館の館長については、椛島地区が現在、選定をしていただいております。岐宿地区については、昨日全員が決まりましたが、手続き上今回の議案に間に合いませんでしたので、次回の教育委員会で報告させていただきたいと考えております。

角田課長

8 名の欠員については、随時見つかれば次第任用していきたいと思っておりますので、その都度教育委員会にお諮りしたいと考えております。

坂本委員

会計年度任用職員については、年齢制限がないということを聞いていましたが、高齢の方は大変ではないかと思えます。採用の際は面接等を行って採用しているか教えてください。

角田課長

新規も継続についても、3人態勢で面接を行っております。継続の方については、各学校の校長から年度末に評価もいただいております。その評価の基に判断をしております。また、体力的なことも含めしっかり見て採用してまいりたいと考えております。

教 育 長

他ございませんか。

全 員

ありません。

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

次にその他となっておりますが、委員のみなさまから何かありませんか。

坂本委員

しま留学をしている関係で留学生が卒業するということで久賀小中学校の卒業式に参加させていただきました。厳粛の中に行われましたが形だけの卒業式で感動がないと感じました。

教 育 長

いろいろと感ずることはあったかと思えますが、今回については、コロナの感染防止対策の中で、全校基本的なことを守りながら、そして学校で工夫できる範囲で実施するようにしましたので、ご勘弁いただければと思います。

濱村委員

入学式はどうなりますか。縮小など考えているのでしょうか。

角田課長

入学式も卒業式と同様の扱いを考えております。時間を短縮するとか、人数を制限する、換気を行うなど徹底した対策を取りながら行いたいと

思います。具体的には、学校の規模や実情に応じて違ってきますので、全体としてはそのようにしたいと考えております。

教育長

現在、緩和されてきているような雰囲気ではありますが、感染源が分からない感染者が各地で多数でてきております。ですからいわゆるオーバーシュート、爆発的な感染がおこりうると、今発生していない地域においてもそういった可能性があるということであれば、むしろこれまで以上に危機意識をもって取り組んでいかなければならないと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

柚川委員

卒業式など通常の式ができなかったことに対する配慮とかフォローはないのですか。少し可哀想に感じます。

佐藤委員

4月26日が運動会になっていますが、これについては指示はあっていないのですか。

角田課長

これは、現時点での予定で入れておりまして、どういった形で行っていくかについては、日に日に状況が変わってきますので何とも言えない状況でございます。

教育長

他ございませんか。

全 員

ありません。

教育長

ないようでしたら、次に、事務局から報告をお願いします。

蓮本課長

・3月定例会市議会は、3月4日から3月25日までの22日間で開催されております。3月定例会市議会へ提案した条例等、補正予算及び令和2年度当初予算関係につきましては、すべて原案可決となっております。一般質問については、8名の議員が登壇し、教育委員会関係では、山田議

員、野茂議員、橋本議員、明石議員の 4 名からあっております。3 月 11 日、文教厚生委員会があり、教育委員会関係条例と予算で 3 件審議され、いずれも原案可決となっております。25 日の最終日は、条例案及び予算関係が採決され、すべて原案可決となっております。

- ・教育委員会臨時会を 4 月 3 日、定例会を 4 月 24 日に予定しております。

大窄課長

(事業実績報告)

- ・ 2 月 28 日開催予定であった、第 2 回五島市立図書館協議会は中止しております。
- ・ 3 月 11 日開催予定であった、五島市少年センター補導員連絡協議会は 31 日へ延期しております。
- ・ 3 月 12 日開催予定であった、五島市青少年健全育成協議会第 2 回総会は中止し、書面による決議をしております。
- ・ 3 月 14 日、15 日開催予定であった、令和元年度四館合同講座発表会も中止しております。
- ・ 3 月 17 日開催予定であった、五島市地域子ども教室運営委員会は中止し資料を送付しております。
- ・ 五島市しまの文化・芸術活動推進事業実行委員会も中止し、書面による決議をしております。
- ・ 第 2 回文化財保護審議会も中止し、資料を送付しております。

いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みより判断したものです。

角田課長

- ・ 臨時休業に伴う未履修の対応については、できるだけ学習プリントを作り休校中に家庭の中で進めてもらいたいと思っております。ただ、それでは教えたことになりませんので、改めて未履修のものについては、新年度新学年で、まずは最初にそのことを指導していくことになると思います。ただ、新学年は新学年で決まった学習内容がありますので、最初に積み残し分を行うと当然時間が足りなくなりますので、その分については、例えば長期休業を短縮してそこに充てるなど、未履修分については必ずやっていかなければならないと考えております。いま、どれくらい未履修があるかということをご各学校から報告を上げてもらっていますので、それを精査しながら決めていくことになると思います。

坂本委員

やはり、未履修分については、エアコンも付いたことですし、長期休業を削ってでも是非そのような方法でやってもらいたいと思います。

角田課長

- 毎年4月1日に行われている教職員の辞令交付式についてですが、教育委員さん立ち合いのもと、教育長が一人一人に辞令を手交しておりましたが、今回は3月末に行われている長崎県全体の新任校長の辞令交付式が中止になったこと、そして、毎年4月1日に行われている新規採用の若手教員の辞令交付式も中止になりました。それを受けて五島市もそれに倣い行いたいと考えておりますので、4月1日の一同に会しての辞令交付式は行わず、明日と30日、まずは校長先生方に学校ごとの辞令を教育長から渡していただき、それを校長が4月1日にそれぞれの学校で辞令を交付する形にさせていただきたいと思っておりますので、ご了解ください。
- 入学式についても、卒業式同様という話を先ほどさせていただきましたが、極力人数を減らすという意味で、こちらも来賓へのご案内は差し控えるという方向で進めさせていただきたいと思っておりますので、ご了解いただければと思います。
- 4月16日、17日に予定されていた、全国、長崎県学力学習状況調査は延期いたします。
- 4月に開催される県下全域を対象とする研修会、会議、はすべて中止という方向で進んでおります。
- 4月13日の校長会については、十分対策を講じて実施したいと考えております。

坂本委員

学校の体育館を社会体育で使っておりますが、現在コロナ対策で使用を禁止しております。これが4月8日から使えるようになると聞いたのですが、現在の状況でせめて4月いっぱいぐらいは禁止にするべきではなかとと思いますが、どのように考えていますか。

蓮本課長

学校の部活動や小学校の社会体育については、3月25日から活動ができるようになっております。中央公園の中央体育館についても、現在、通常どおり使用をしております。そのような状況を見て、学校の社会体育の目的外使用に対しても、入学式までは不特定多数の外部の人が施設に触れないように7日までは停止にしておりますが、8日からは衛生管理面に気を付

けながら使用していただきたいと思っております。

坂本委員

社会体育で使用するのは大人ですので、大人が持ちこんだものを子供に感染させて、さらに子どもが各家庭に持ち帰って感染させてしまうこととなります。そういう意味では久賀島は非常に高齢者が多い島で非常に敏感になっております。現在、東京都では爆発的な感染がでてきております。そういった状況も見極めたうえで考えていただきたいと思っております。

教育長

例えば、3月25日から学校の部活動は再開しましたが、今回の長与町での2例目が出てから早急に近隣の市町において、部活動を再び停止をするという措置もとっておりますので、現段階で4月8日から社会体育への解放を言っておりますが、状況等を鑑みてこれを停止にすることは可能ですので、しばらく様子を見させていただきたいと思っております。

教育長

他ございませんか。

全 員

ありません。

教育長

それでは、各分室からお願いします。

玉之浦分室長

4月19日、七ツ岳トレッキングが開催されます。

岐宿分室長

4月5日に予定していた「菜の花まつり」は、新型コロナウイルス対策の影響で中止となりました。

教育長

それでは、今回の人事異動に伴い、本日の教育委員会の出席で最後となる職員を代表して生涯学習課長から挨拶をお願いします。

大窄課長

(挨拶)

教 育 長

これもちまして本日の教育委員会を閉会いたします。（午後 3 時 2 分）